

法務研究財団第7号
平成21年11月5日

文部科学省高等教育局長 徳 永 保 殿

財団法人日弁連法務研究財団
認証評価評議会
議長 平 山 正 剛

意見書

意見の趣旨

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号)第4条第1項第1号において新設予定の「法曹養成目的の達成状況など法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の受験・合格状況を含む)に関する事」との評価項目について、これを削除するか、それができないとしても、「法科大学院の課程を修了した者の進路など法科大学院における教育目的の達成状況に関する事」とすることを求める。

意見の理由

1 はじめに

先般、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号。以下「細目省令」という。)の改定について、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(以下「中教審報告」という。)を踏まえ、細目省令第4条第1項第1号に「法科大学院の課程を修了した者の司法試験の合格状況等の進路に関する事」との評価項目を新設する方針である旨を貴局から示された。

そして、平成21年9月14日開催の同委員会での配布資料においては、上記新設項目につき「法曹養成目的の達成状況など法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の受験・合格状況を含む）に関すること」と表現が修正されている（以下「本件改定案」という。）

しかし、以下に述べるとおり、本件改定案には重大な問題がある。

2 法科大学院における教育目的等との関係について

(1) 平成13年6月12日付けの司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育理念について、以下のとおり述べている。

「法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年12月6日法律第139号。以下「連携法」という。）第2条が定めるとおり、昨今の国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなっていることを背景として、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知

識，幅広い教養，国際的な素養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が現在求められている。

そして，法科大学院は，そのような法曹を養成するための中核的教育機関として，それぞれの創意をもって，入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い，少人数による密度の高い授業により，将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し，その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うことを基本とすることが求められている。

以上が，法曹養成の基本理念であり，法科大学院における教育目的である。

- (2) また，文部科学大臣は，細目省令を定めるに当たっては，認証評価機関の評価基準の内容が上記法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるように意を用いなければならず(連携法第5条第1項)，認証評価機関は，この法曹養成の理念を踏まえた評価基準に法科大学院の教育研究活動の状況が適合しているか否かの認定をしなければならないとされており(同条第2項)，これが法科大学院に対する認証評価の基本的な考え方である。

3 認証評価事業と司法試験との関係について

- (1) 前述のとおり，法曹養成教育には，多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識の獲得のほか，幅広い教養，国際的な素養，豊かな人間性及び職業倫理の涵養が求められているが，現在の司法試験でそのすべてを測ることは，誰が見ても不可能である。そして，それ故にこそ認証評価事業が重視される必要があるし，制度の建前上，認証基準としては司法試験では評価し得ない部分にこそ，重点が置かれるべきものである。

- (2) さらに，司法試験合格のためのいわゆる受験技術指導は，上記の法曹養成の基本理念・法科大学院における教育の在り方と相容れないものであって，法科大学院教育がそのような受験技術指導に堕してしまわないようにすることが認証評価の基本的な目的の一つでなければならない。そのためには，司法試験合格率や合格者数を評価対象としないというのが認証評価

の基本姿勢でなければならない。

しかるに、本件改定案は、「司法試験の合格状況」を評価項目とするものであり、上記基本姿勢に反することはもちろん、仮に本件改定案が採用された場合には、司法試験の合格状況自体が当該法科大学院の状況として必ず評価報告書に記載されることと相俟って、「司法試験の合格率や合格者数という結果自体が重要である」と捉えられ、法科大学院における教育が、司法試験合格率・合格者数を向上・増加させるための受験技術指導に傾斜していき、前述した本来の法曹養成の基本理念・法科大学院における教育目的から乖離していくという重大な事態に発展しかねない。

- (3) しかも、現在行われている司法試験自体も、法科大学院の教育目的の達成、その教育の成果を測るものとして果たして適正なものかどうかについては、十分に検証されているとはいえない。むしろ、より適切なものを志向して不断に検証され改善されるべきものである。それにもかかわらず、本件改定案は、現在行われている司法試験を所与の前提として認証基準に取り入れようとするものであり、この点においても疑義がある。

4 中教審報告の趣旨との関係について

中教審報告において司法試験の合格状況に関する指摘がなされた本来の趣旨は、「司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況」にある法科大学院に対し、抜本的な見直しを求めるところにある（中教審報告 20 頁）。

この趣旨自体に関しても議論のあるところではあるが、その点はひとまず措くとして、本件改定案のように「司法試験の合格状況」を評価項目として明示することが、この際必要であるか疑問である。司法試験の合格状況は本来それ自体明確なことであって、合格率が相当に低い大学院においては、自らの法曹養成教育が適切にして十分なものかどうかの反省をつねに迫られ、生き残りのために組織的にも抜本的な見直しをせざるをえないことは必至であり、中教審報告の前記趣旨は自ずと達成されるものと考えられる。そうだとすれば、「司法試験の合格状況」を評価項目として明示する必要性はないばかりか、これをあえて掲げるとすれば、各大学院の創意工夫を待てない拙策と評価されることになる。

5 「司法試験の受験状況」について

「司法試験の受験状況」との文言については、そもそも具体的に何を指しているのか一義的に明確ではない。

また、仮にこれがいわゆる「受け控え」の状況を念頭に置いたものであるとすれば、法科大学院修了後5年間で3回まで受験することができる現在の司法試験制度と緊張関係を持つことが懸念される。すなわち、現行制度上、5年間で3回受験することができるということは、逆に言えば5年間で2回は受験を控えることができるということであり、受験するか否かを学生が自主的に選択することが予定されているのであるから、「司法試験の受験状況」は、認証評価における評価項目になじまないものである。

したがって、「司法試験の受験状況」を評価項目として明示することも不適切といわざるを得ない。

6 「法曹養成目的の達成状況」及び「法科大学院の課程を修了した者の進路」について

本件改定案において想定されている「法科大学院の課程を修了した者の進路」には、法曹三者への進路のみではなく、各法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁等の多様な職域への進路も含まれている。

しかし、この文言は、本件改定案のように「法曹養成目的の達成状況」との文言と共に用いられると、専ら法曹三者への進路と理解されてしまい、仮に「(司法試験の受験・合格状況を含む)」との文言が削除されたとしても、司法試験の合格状況を評価項目とするに等しいこととなる。

したがって、本件改定案における「法曹養成目的の達成状況など法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の受験・合格状況を含む)に関すること」との評価項目については、すべて削除されるべきことを提案する。

また、仮に削除しないとしても、前述の基本理念に照らせば、評価項目としては、「法科大学院の課程を修了した者の進路など法科大学院における教育目的の達成状況に関すること」とすべきである。

7 結語

よって、意見の趣旨記載のとおり、本件改定案の変更を求める。

以上